

土木工事編

- ・書式等一部修正
- ・項目一部修正・削除

	工種	項目（修正前）	項目（修正後）
別紙 1-4	水道施設 工事	全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。（原則、全ての工事を対象）	全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 （原則、全ての工事を対象）
別紙 1-4	水道施設 工事	社内の管理基準に基づき管理している。（原則、全ての工事を対象）	社内の管理基準に基づき管理している。 （原則、全ての工事を対象）
別紙 3-3	水道施設 工事	全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。（原則、全ての工事を対象）	全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 （原則、全ての工事を対象）
別紙 3-3	水道施設 工事	工事写真の撮影内容が写真管理基準を満足し、出来形の確認ができる。（原則、全ての工事を対象）	工事写真の撮影内容が写真管理基準を満足し、出来形の確認ができる。 （原則、全ての工事を対象）
別紙 3-3	水道施設 工事	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。（原則、全ての工事を対象）	社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 （原則、全ての工事を対象）
別紙 3-25 [2/3]	港湾築造 浚渫工事	プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。	プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
別紙 3-25 [2/3]	港湾築造 浚渫工事	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。	使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。

建築工事編

- ・書式等一部修正